



2020. 1. 20 (No.139)
 東京公害患者と家族の会
 文京区大塚4-2-11
 恩田ビル304
 TEL03-6912-1656 FAX03-6304-1418
 ぜん息110番
 03-6912-1657



これまで4回の調停期日が開かれ、24日には第5回目が開かれます。弁護団はこれまで東京大気裁判の高裁段階で展開した論点、国やメーカーは、特にディーゼル排ガス公害発生の責任を免れないこと、ディーゼル排ガス汚染とぜん息など呼吸器疾患の因果関係は明

新年のご挨拶と報告

公害調停、もうすぐ一年

全国大気汚染公害調停団・弁護団事務局長
 原希世巳 弁護士

これまで4回の調停期日が開かれ、24日には第5回目が開かれます。この調停期は、患者たちの公害被害は極めて深刻であることなどを、計9冊、合計千頁をはるかに超える準備書面と、それを裏付ける大量の書証を提出してきました。ところどころがこれに対し、とりわけメーカー各社は全く何の反論もしようとせず、「メーカーには法的責任はないことは決着済みだ。従って救済制度の創設は財源負担には応じられない。調停成立の可能性はないので手続きを打ち切るべきだ」と繰り返すばかりでした。これに対して前回の調停期日（11月27日）では、

調停委員長からはっきりと「手続きは継続する。メーカーは少なくとも社会的責任の観点から調停手続きに応ずるよう」に「との見解が述べられ、まずは因果関係の問題から検討していくとの方針が示されました。いよいよこれから手続きが本格的に進められることになりました。鍵を握るのはトヨタ

でも和解成立のカギを握ったのはトヨタの決断でした。トヨタは我が国の自動車保有台数の4割以上を占めています。70年代後半からのディーゼル化推進で莫大な利益を上げ、今では21兆円もの内部留保金を貯め込んでいます（電機業界トップの日立ですら内部留保は2兆円台です）その0.05%百億円も出せば、救済制度は現実化します。今も苦しんでいる患者が大勢いること、そして患者は黙っていないこと、とりわけトヨタは公害発生企業としてしっかり責任をとるべきであることを広く訴えていきたいと思います。

年頭のご挨拶
本年もよろしくお願ひいたします
 今年は暖冬が続いていますが、これから本格的な寒さが来るかも知れませんが、その寒さの中で、公害調停やメーカー要請行動が熱く続けられています。みなさま、どうかご協力をお願いいたします。

これからの予定とお知らせ

1月

24(金)第5回調停14:00
 環境省前宣伝12:00・調停前宣伝13:30
 26(日)ー27(月)全国患者会連合会幹事会
 27(月)ミナマタ裁判支援14:00～
 30(木)(冷たい風を吹き飛ばす)
 トヨタ前大宣伝 行動11:00～13:00

2月

2(日)三役12:00・幹事会14:00
 4(火)道路連絡会12:30～(森下文化センター)
 5(水)公害調停弁護団会議13:30

※ 患者会・原告団合同総会
 3月29日(日)午後2時～ 場所：林野会館

医療券更新手続き忘れずに！
誕生日が近づいたら注意
 2年に一度、お誕生月の2か月前には、更新手続きのための書類が送られてきます。書類が届いたらできるだけ早く手続きをしてください。

更新を忘れると「失効」します。医療費が全て自己負担になります。
 ◎かかりつけの医師に、主治医診断書を書いてもらう。
 ◎保険証のコピーを忘れずに。
 ◎わからない場合は、遠慮なく患者会に連絡してください。

トヨタ前大宣伝行動

冷たい風を吹き飛ばす

日時 2020年1月30日 11:00～13:00

場所 トヨタ東京本社前

申請人のみなさん・患者のみなさん、トヨタの前で制度の必要について訴えましょう。支援のみなさん、一緒に声を上げてください。

ミナマタの署名にご協力を

ノーモア・ミナマタ第二次訴訟
 公正な判決を求める要請署名を同封させていただきます。ミナマタ病患者も、救済されている患者と未救済の患者がいます。私たち大気汚染公害と全く同じ構図です。ご協力お願いいたします。

患者会一泊バス旅行のご案内

2020年患者会バス旅行のご案内・申し込み用紙をユズリハに同封いたします。申込み締切は2月29日です。忘れずにお申し込みをお願いいたします。